第4 健康で安全な生活の確保

国民の健康寿命の延伸を目指し、難病・がん・肝炎等の各種疾病対策や予防接種の推進などの感染症対策、健康づくり・生活習慣病の予防等の健康増進対策などを推進する。

また、輸入食品などの食品の安全対策、安全で強靱な水道の構築、危険ドラッグなどの対策の強化などを推進する。

| 難病などの各種疾病対策、移植対策

1,309億円(800億円)

(1)難病対策

1,231億円(719億円)

①医療費助成の本格実施(一部社会保障の充実)

1. 119億円(608億円)

難病患者への新たな医療費助成については、平成26年5月に成立した「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく新たな制度として平成27年1月から施行されたが、平成27年夏には更に対象疾病を拡大し、本格実施を図る。

- ②国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実【一部新規】 8.6億円(8億円) 難病相談支援センター等を充実・強化し、難病患者が社会生活を送る上での悩み や不安を取り除く支援や、難病に関する普及啓発に取り組み、難病患者の社会参加 などを推進する。
- ③難病に関する調査・研究などの推進(一部再掲・49ページ参照) 103億円(104億円) 難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースにより集め られた難病患者の情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、新規治療法の開 発、再生医療技術を用いた研究を行う。

また、極めて患者数の少ない疾病等に対する医薬品、医療機器、再生医療等製品の開発に対する支援を実施する。

(2)各種疾病対策

55億円(57億円)

①エイズ対策の推進(一部再掲・49ページ参照)

47億円(48億円)

HIV 検査・相談について、引き続き、夜間・休日対応など利便性に配慮した体制の整備を進めるとともに、検査の必要性が高い対象者やこれらの対象者の多い地域への重点化等を図り、効率的・効果的な施策を推進する。

②リウマチ・アレルギー対策などの推進【一部新規】(一部再掲・49ページ参照)

8. 4億円(9. 4億円)

リウマチ・アレルギー対策の推進のため、治療法開発及び医療の標準化や均てん 化に資する研究を推進するとともに、患者やその家族の悩みや不安に対応するため、 自治体の相談員を対象に全国ブロックごとに研修会を開催し、相談員の資質の向上 を図る。

また、平成26年6月に成立した「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、アレルギー疾患対策基本方針を策定し、総合的な対策を推進する。

(3)移植対策

28億円(28億円)

①造血幹細胞移植対策の推進

21億円(20億円)

平成26年1月に施行された「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」を踏まえ、造血幹細胞移植に必要な基盤(バンク)の安定的な運営の支援、 造血幹細胞移植推進拠点病院の整備、治療成績等のデータ収集・分析を進める。

(参考)【平成26年度補正予算案】

○ 移植医療にかかるシステムの改修等

5. 3億円

医療の ICT 化に対応するため、移植医療にかかる既存システムの改修等を行う。具体的には、患者がより移植を受けやすくするため、造血幹細胞移植関連情報の共通基盤データベースを構築することや、臓器移植希望者検索システムのバージョンアップ及びより正確かつ迅速なレシピエント決定を行うための新たな機能の追加を行う。

②臓器移植対策の普及・推進【一部新規】

6. 3億円(6億円)

脳死下での臓器提供が着実かつ適切に実施されるよう、より多くの国民に臓器移植に関する正しい知識を持ってもらい、自身の意思を表示してもらえるよう普及啓発を進めるとともに、臓器提供施設の体制整備や負担軽減のための支援を行う。

2 予防接種の推進などの感染症対策

140億円(135億円)

(1)予防接種の推進【一部新規】

15億円(14億円)

予防接種記録の電子化に向けた検討を行うなど、平成26年4月に施行された「予防接種に関する基本的な計画」に基づき、より有効かつ安全な予防接種の推進を図る。

(参考)【平成26年度補正予算案】

〇 予防接種副反応分析事業

30百万円

予防接種後の副反応報告情報をリアルタイムに解析し、重篤な事例や異常な副反応 の集積を速やかに検出するためのソフトウェアの開発を行う。

(2)エボラ出血熱や新型インフルエンザ等の感染症対策の強化【一部新規】

60億円(56億円)

エボラ出血熱や新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、検疫による水際対策 や国内における感染症対策を着実に推進するほか、世界における新型インフルエンザ 等の発生状況に関する情報収集体制の強化を図る。

(参考)【平成26年度補正予算案】

〇 エボラ出血熱対策

5. 4億円

国内におけるエボラ出血熱等の診断検査等に万全を期すため、国立感染症研究所のセキュリティ強化を行う。また、エボラ出血熱の国内対策を推進するため、感染症指定医療機関及び保健所の防護服などの購入や医療機関の感染症病床の整備に対する補助を行う。

○ プレパンデミックワクチンの購入等

60億円

新型インフルエンザの発生に備えて、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの一部が有効期限切れとなるため、備蓄の維持に必要な買い替え等を行う。

(3)HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進(再掲・49ページ参照)

10億円(10億円)

ヒトT細胞白血病ウイルス1型(HTLV-1)への感染防止及びこれにより発症する成人T細胞白血病(ATL)やHTLV-1関連脊髄症(HAM)の診断・治療法等に関する研究について、感染症・がん・難病・母子保健対策関連研究事業が連携し、総合的な推進を図る。

3 がん対策、肝炎対策、健康増進対策

372億円(399億円)

(1)がん対策

212億円(230億円)

①がん研究の推進(一部再掲・48ページ参照)

90億円(90億円)

「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、平成26年3月に新たに策定された「がん研究10か年戦略」を踏まえ、がんの予防、早期発見から薬剤開発、医療技術開発や実用化、標準治療開発等、がん医療の実用化のための研究、がん患者のより充実したサバイバーシップの実現等を目指した研究を強力に推進する。

②地域におけるがん医療の推進ア がん診療提供体制の充実

35億円(49億円)

がん診療連携拠点病院において、ハローワークや産業保健推進センター等でが ん患者の就労支援に携わる相談員と情報交換を行う場を新たに設け、がん患者が抱 える就労に関する問題を汲み上げ、適切な情報提供と相談支援を行う。

また、小児がん拠点病院において、国、地方公共団体や地域の医療機関の連携のもと、小児がん患者やその家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けられるようにするための地域ブロック協議会を開催し、小児がん医療提供体制の充実を図る。

イ がんの緩和ケア体制の整備

地域における専門的緩和ケアの基盤づくりを促進するため、「緩和ケアセンター」について、都道府県がん診療連携拠点病院への設置のみならず、地域がん診療連携拠点病院においても設置を促す。

ウ がん登録の推進

平成 25 年 12 月に成立した「がん登録推進法」を踏まえ、国内におけるがん罹患、診療、転帰等の情報を記録、保存するための全国データベースの試験運用や地方自治体・病院等の届出に必要な体制整備に加え、一般国民への普及啓発を行い、がん登録の円滑な実施を図る。

③がん検診の推進【一部新規】

25億円(26億円)

がん検診受診率 50%の目標達成に向けて、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診のクーポン券の配布や受診勧奨の実施とともに、要精密検査と判断された者を受診に結びつける取組を進め、がんの早期発見につなげる。

(参考)【平成26年度補正予算案】

○ 働く世代の女性支援のためのがん検診の推進

6. 1億円

子宮頸がん・乳がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるため、 平成25年度がん検診推進事業の未受診者へのクーポン券の配布や受診勧奨(コール・ リコール)を行う。

(2)肝炎対策

172億円(187億円)

①早期発見・早期治療を促進するための環境整備【一部新規】 128億円(140億円)

肝炎の早期発見・早期治療を促進するため、肝炎に対する正しい知識の普及啓発、 肝炎ウイルス検査、肝炎患者への医療費の助成及び医療提供体制の確保等を推進す る。

特に、肝炎ウイルス検査で陽性と判定されながらも医療機関未受診の者がみられることから、適切な受療につなげるための方策を進める。

ア 肝炎ウイルス陽性者のフォローアップによる重症化予防の推進 14億円(12億円)

肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対する医療機関への受診勧奨を行うとともに、低所得者の定期検査費用に対する助成措置を拡充することにより、肝炎患者を早期治療に結びつけ、重症化の予防を図る。

イ ウイルス性肝炎に係る医療の円滑化の推進

86億円(99億円)

B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

(参考)【平成26年度補正予算案】

○ インターフェロンフリー治療特別促進事業

35億円

平成26年9月に保険適用されたインターフェロンフリー治療の医療費を助成し、高齢や合併症等の理由によりインターフェロン治療を見合わせてきた肝炎患者や一部の肝硬変患者の受診機会の確保を促進する。

ウ 肝疾患診療連携拠点病院による相談支援の強化

6. 3億円(6. 2億円)

肝疾患診療連携拠点病院に設置された肝疾患相談センターにおいて肝炎患者からの治療等に関する相談に対応するとともに、保健師・栄養士の配置や、家族支援講座の開催等により、肝炎患者への相談支援を強化する。

②肝炎治療研究などの強化【一部新規】(一部再掲・49ページ参照) 44億円(46億円)

平成24年度を初年度として策定された「肝炎研究10カ年戦略」に基づき、肝炎・ 肝硬変の病態解明と新規治療法の開発を目指した研究、B型肝炎の画期的な新規治 療薬の開発を目指した創薬研究及び肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる 疫学・行政的研究を推進する。

(3)健康増進対策

33億円(31億円)

①健康づくり・生活習慣病対策の推進【一部新規】(一部再掲・54ページ参照)

18億円(17億円)

「健康日本21(第二次)」を踏まえ、国民一人ひとりが日々の生活の中で健康づくりに向けた自発的な行動変容を起こしていけるよう、企業・民間団体・自治体の連携により、地域での健康づくり・生活習慣病予防を着実に実施し、健康づくりの国民運動を推進する。

②生活習慣病予防に関する研究などの推進(一部再掲・49ページ参照)16億円(14億円)

生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖

尿病等の合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、今後の対策の推進に必要なエビデンスを収集する。

4 危険ドラッグなどの薬物乱用・依存症対策の推進

4. 1億円(1. 6億円)

(1)危険ドラッグ対策の強化

3億円(1.2億円)

社会問題化している危険ドラッグの販売を実態的に抑えこんでいくため、医薬品医療機器等法に基づく検査命令や販売停止命令を積極的に実施するため、国立医薬品食品衛生研究所の分析体制を強化するとともに、民間検査機関への分析業務の委託などを進める。

(参考)【平成26年度補正予算案】

〇 危険ドラッグ対策

3. 9億円

社会問題化している危険ドラッグの販売を実態的に抑えこんでいくため、危険ドラッグの指定薬物への迅速化等を図るための分析・鑑定機器の整備を行う。

(2)薬物などの依存症対策の推進【一部新規】

1億円(39百万円)

依存症治療を専門的に行っている医療機関を「依存症治療拠点機関」に指定し、依存症者やその家族への医療支援の充実を図るとともに、機関で得られた知見を評価・ 検討し、支援体制モデルの確立を行う。

また、依存症者やその家族に対し、精神保健福祉センターが実施する認知行動療法 (※)を用いた治療・回復プログラムについて、必要な経費を助成することにより、 認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及を図る。

さらに、依存症回復施設職員に対して、薬物・アルコールそれぞれの特性を踏まえた研修を実施するとともに、精神保健福祉センターで支援に携わる者に対して、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムに関する研修を実施する。

※認知行動療法:ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法。

5 医薬品等インターネット販売監視体制の整備

82百万円(32百万円)

平成26年6月に施行された薬事法(医薬品医療機器等法)の一部改正法により、全ての一般用医薬品がインターネット上で販売できるようになったことを踏まえ、偽造 医薬品、危険ドラッグなどを含む違法な広告・販売を行うサイトへの監視を強化する。

さらに、現在、深刻な社会問題となっている危険ドラッグについても、本格的にインターネット監視の対象とするとともに、平成26年11月に成立した危険ドラッグのネット販売の取締り強化が盛り込まれた医薬品医療機器等法の改正にも対応するため、その体制を大幅強化する。

6 健康危機管理対策の推進

4. 2億円(5. 9億円)

(1)健康安全・危機管理対策総合研究の推進(再掲・50ページ参照)

3億円(4億円)

感染症やテロリズム等の健康危機の発生に備えた初動体制の確保、危機情報の共有 や活用、地域での健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策に 関する総合的な研究を推進する。

(2)健康危機管理体制の整備【一部新規】

1.1億円(1.3億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域での連携体制の構築等を行うとともに、地域での健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

(参考)【平成26年度補正予算案】

〇 化学災害・化学テロ対策

88百万円

化学災害・化学テロ対策の観点から、国において医薬品の購入・備蓄を行う。

(3)国際健康危機管理対策の推進

3百万円(56百万円)

国外での未知の感染症が疑われる事例の調査について、WHO 等が編成する疫学調査チームに国立感染症研究所が参加し、国際的な感染症の情報収集、分析、情報の還元等を行う。

7 食の安全・安心の確保など

118億円(113億円)

(1)科学技術の進歩を踏まえた、合理的・科学的な基準策定の推進

10億円(9.3億円)

①食品添加物・残留農薬等の基準策定の推進【一部新規】

8.4億円(7.7億円)

残留農薬の基準設定については、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量(ARfD)を導入し、各農薬についてARfDを考慮した残留基準の見直しを計画的に進める。

また、日本国内において、食品への使用が認められていない食品添加物について、 最新の科学的知見を踏まえた、迅速な指定に向けた取組を更に強化するとともに、 食品添加物のうちの香料についても安全性確保のための取組を進める。

②食品用容器包装などの安全確保対策の推進

80百万円(80百万円)

食品用容器包装などに用いられる化学物質の規制について、容器包装から食品への溶出試験の実施等により具体的なデータの蓄積を行い、欧米等で導入されているポジティブリスト化に向けた制度の検討を進める。

また、近年、利用が拡大し、食品用途にも応用されつつあるナノマテリアル(※) について、溶出試験の実施等により具体的データの蓄積を行い、リスク管理手法の 検討を進める。

※ナノマテリアル:大きさが 100 ナノメートル以下の小さな物質(ナノとは 1 \lesssim 1)。

③食品汚染物質に係る安全確保対策の推進

51百万円(51百万円)

重金属、かび毒等の汚染物質について、食品中の含有濃度調査やその食品からの 汚染物質の摂取量推定を行い、基準の設定や見直し等の検討を進める。

また、あわせて、試験法の開発も推進する。

④健康食品の安全確保対策の推進

25百万円(25百万円)

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、市場に流通している健康食品の安全性を確認するための試験検査を実施するとともに、健康被害事例の的確な 把握及び迅速かつ適切な対応を図る。

(2) 国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進 95億円(92億円)

①輸入食品の安全確保対策や感染症の水際対策の推進(検疫所) 93億円(90億円) 消費者の需要動向の変化により、食品の少量多品種化が進むなど、引き続き輸入 食品の届出件数が増加する中で、食品群ごとの輸入量、違反率等に基づき必要な検 査を適切に実施できるよう、検査レベルを維持しつつ、民間の検査機関も活用し、 モニタリング検査を行う。

また、訪日外国人旅行者が増加傾向にある中、国内への感染症の侵入を防止するため、入国者に対する健康状態の確認や検査を行う体制を確保する。

②食中毒その他国内の監視指導対策の徹底

1. 7億円(1. 8億円)

近年の大規模化する食中毒事件等、食の安全を脅かす事件の発生防止のため、食中毒菌による汚染実態調査を行うなど自治体の監視指導対策を技術的に支援する。

また、大規模かつ広域的な食中毒及び異物混入等事件発生時には、自治体による 初動調査が迅速かつ的確に行われるよう担当官を現地に派遣するなど、事件の早期 収束に努める。

③輸出促進をも視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進【一部新規】

70百万円(27百万円)

国内食品事業者の衛生水準のより一層の向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応することで食品の輸出促進につなげるため、HACCP(※)の普及を進める。

※HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point): 微生物による汚染、金属の混入等の 危害を予測した上で、危害の防止に つながる特に重要な工程を継続的に 監視・記録する工程管理のシステム。

(3)食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等 13億円(11億円)

①食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や 食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

②食品の安全の確保に資する研究の推進

8.5億円(7.1億円)

食中毒の予防や食品中の化学物質の基準設定等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

また、食品中の放射性物質に関する調査研究を行う。

③カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

4.3億円(4.3億円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性から、カネミ油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

8 強靱・安全・持続可能な水道の構築【一部新規】

201億円(151億円)

将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築するため、計画的に広域化を推進する 観点から「生活基盤施設耐震化等交付金(仮称)」を創設する。これにより、水道事業 の広域化を推進することで、運営基盤の強化を図るとともに、災害時でも安全で良質 な水道水を供給できるよう、水道施設の耐震化対策等を推進する。

(参考)【平成26年度補正予算案】

〇 水道施設の耐震化対策等

250億円

災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設等について、地方公共団体が実施する耐震化を推進するため、新たな交付金を創設するとともに、 高度浄水施設等の整備に要する費用に対して補助を行う。

〇 水道施設災害復旧事業

2. 1億円

平成26年8月に発生した大雨等により被災した水道施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。

9 生活衛生関係営業の活性化や振興など

32億円(29億円)

中小零細の生活衛生関係営業者の営業の振興や発展を図るため、その組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化を図るとともに、本格的な高齢社会に向けて、生活衛生関係営業者による各事業者の特性を活かした生活支援等に係るサービスの実施を促進する。

(参考)【平成26年度補正予算案】

○ 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援

3億円

エネルギー価格の高止まり対策など地域における生活衛生関係営業の投資促進や基盤強化のため、(株)日本政策金融公庫の融資について、拡充を図る。

10 B型肝炎訴訟の給付金などの支給

572億円(572億円)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

(参考)【平成26年度補正予算案】

○ B 型肝炎訴訟の給付金などの支給

539億円

11 原爆被爆者の援護【一部新規】

1,405億円(1,449億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

また、原爆投下から70年という節目の年を迎えるに当たり、被爆者の生活、健康等の現状を把握するための実態調査を実施するとともに、被爆体験を風化させないため、広島・長崎の平和祈念・啓発事業を支援する。

(参考)【平成26年度補正予算案】

〇 放射線影響研究所緊急改修工事

3. 3億円

放射線影響研究所の老朽化に伴う建物の倒壊や火災による資料の損失等を防ぐため、耐震化等の改修工事を早急に行う。

12 ハンセン病対策の推進【一部新規】

359億円(365億円)

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が改正され、新たにハンセン病療養所の 退職者給与金受給者の遺族へ支援を実施するほか、同法等に基づき、ハンセン病療養 所の入所者に必要な療養の確保、退所者等への社会生活支援策、偏見・差別の解消の ための普及啓発等の施策を着実に実施する。

13 家庭用品等の安全対策

46百万円(45百万円)

家庭用品、建材等から室内に放散する化学物質の健康影響(シックハウス等)に係る指針値を策定するほか、吸入事故等の報告が多い家庭用品の安全性評価等(試買調査、毒性試験等)を実施し、事業者に対し必要な指導監督を行うなど、消費者への健康被害の未然防止を図る。